#### 告 示

# 埼玉県告示第七百八十五号

出 公告し、及び当該届出等を次の  $\mathcal{O}$ 大規模小売店舗立地法 概要等について、 同条第三項に (平成十年法律第 とおり縦覧に お いて準用する同法第五条第三項 九 はまる。 十一号)第六条第一 項 の規定に  $\mathcal{O}$ 規定により . よる届

平成三十年七月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーみらべる東川口店

埼玉県川口市戸塚五丁目十八番一号

### ロ変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) ホームセンターヤサカ東川口店

埼玉県川口市戸塚五丁目十八番一号

(変更後) スーパーみらべる東川口店

埼玉県川口市戸塚五丁目十八番一号

大規模小売店舗を設置する者 の氏名又は 名称及び 住所並び 法 人にあ 0 て は

#### 代表者の氏名

(変更前) 有限会社藤武商事 代表取締役 加藤知次

埼玉県川口市戸塚三丁目三十七番二十六号

(変更後) 株式会社藤徳商事 代表取締役 加藤知徳

埼玉県川口市戸塚南三丁目七番二十二号

にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗におい

て

小売業を行う者の氏名又は

名称

及

び

住

所

並び

(変更前) 株式会社ヤサカ 代表取締役 根性豊

東京都昭島市朝日町二丁目四番の十二

(変更後) 株式会社 ス パ - みらべ る 代表取締役 関 根 朋 之

東京都板橋区志村三—二十一—|

ハ 変更年月日

平成三十年六月三十日日

二 届出年月日

平成三十年六月二十九日

一縦覧期間

平成三十年七月十三日から平成三十年十一月十三日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

## 四 意見書の提出

の地域の生活環境の保持の 大規模小売店舗立 地法第 ため配慮すべき事項に 八 条第二項の 規定に り、 いっ て意見を有する者は、 当該大規模小売店舗  $\mathcal{O}$ 周辺 県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成三十年七月十三日から平成三十年十一月十三日まで

## 口 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課